

飲酒の機会が増える季節…

冬に改めて意識したい！交通安全



年末は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、仕事や学校からの帰宅時間帯と夕暮れが重なることから、交通事故の増加が心配されます。

本年、阿久比町は「歩行者優先」のまちを宣言しました。事故をなくすため、「歩行者優先」を徹底するとともに、下記の「年末の交通安全県民運動 重点項目」を守りましょう。

年末の交通安全県民運動 重点項目

夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の悪質・危険運転の根絶



- ▽ ドライバーは夕暮れ時には早めに点灯するとともに、対向車や先行車がないときは、ハイビームを活用してください。
- ▽ 飲酒運転をしないことはもちろん、前日のお酒が残っている状態で絶対に運転しないでください。
- ▽ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

自転車の安全確保と交通ルール順守の徹底



- ▽ 自転車に乗るときは、安全のためにヘルメットを被るとともに、自転車保険に加入しましょう。
- ▽ 傘差し運転やスマホを使いながらの運転は絶対にやめましょう。

歩行者の安全の確保と運転者の安全運転意識の向上



- ▽ ドライバーは「歩行者優先」を徹底するとともに、歩行者も横断歩道を渡るときは、手を上げて渡る意思を示しましょう。
- ▽ 後部座席を含む全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

飲酒運転の根絶

▽ 飲酒を伴う会合の際は、公共交通機関やタクシー、運転代行サービスなどを利用するか、家族に送迎を頼んでください。

飲酒運転をした人には厳しい刑罰・行政処分が！

違反種別	刑 罰	行政処分
酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	免許取り消し(欠格期間3年)
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上	免許取り消し(欠格期間2年)
	0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満	

車両及び酒類を提供した人や同乗者も罰せられます！

周辺者の態様	運転者の違反種別	刑 罰
車両提供者	酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類提供者 車両同乗者	酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

■ 年末の交通安全県民運動 12月1日(水)～12月10日(金)

「気をつけよう 少しの油断で 加害者に」

■ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動) 点灯時間の目安:12月は午後4時

■ 問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)

